

# 居宅介護支援重要事項説明書

## 1. 法人の概要

名称・法人種別	医療法人 敬仁会
代表者役職・氏名	理事長 佐々木 康人
所在地・電話番号	熊本県八代市海士江町 2817 番地 0965-34-7911

## 2. 事業所の概要

### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	けいじん居宅介護支援事業所
所在地・電話番号	熊本県八代市海士江町 2817 番地 0965-34-1076
介護保険指定番号	4310211539
通常の事業の実施地域	八代市（但し、坂本町、東陽町、泉町を除く）なお、利用者の状況や居住環境等を考慮し、必要に応じて近隣地域にも対応することがある。

### (2) 事業所の職員の職種、員数及び職務内容

管理者・主任介護支援専門員（常勤）1名以上

介護支援専門員（常勤）2名以上

（ア）運営方針に基づく業務にあたる。

（イ）利用者44名またはその端数を増すごとに1名以上を標準とする。

### (3) 営業日および営業時間

営業日時	平日 8時20分から17時20分 営業時間外は固定電話を携帯電話に転送することで、24時間体制を整え、利用者からの相談に対応できるようにしています。
休業日	土・日曜日、国民の祝日・休日、夏季休暇（8月15日）、年末年始（12月31日から1月3日）

## 3. 事業の目的・運営方針

- (1) 利用者が要介護状態となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健サービス及び福祉サービスが施設等の多様なサービスを多様な事業業者から、総合的かつ効率的に提供するよう配慮し努めるものとする。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者の提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることのないよう公正、中立に行うものとする。
- (4) 事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

#### 4. 居宅介護支援の提供方法及び内容

##### (1) 初回面接

初回の相談依頼を受けてご自宅を訪問し、利用者、家族と面談します。

##### (2) アセスメント

面談後に解決すべき課題を把握し分析を行います。

##### (3) 居宅サービス計画原案の作成

アセスメント後、居宅サービス計画原案を作成します。

##### (4) サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画を作成後に利用者、家族、介護サービス事業所の職員が集まり、サービス担当者会議を開催し、サービス内容や利用料金等について確認を行います。

##### (5) 文書による同意

サービス担当者会議で介護サービスが決定し、利用者又は家族より居宅サービス計画書に同意の署名を受けて同書を交付し、居宅サービスが開始となります。

##### (6) 毎月の訪問、モニタリングの実施

介護支援専門員は特段の事情がないかぎり、毎月利用者の居宅を訪問し、サービスの利用状況、目標の達成度等を聞き取り、その結果を記録します。(モニタリング)

また、必要に応じてサービスの変更を行います。

※次の要件を満たした上でテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを実施する事を可能とします。

ア 利用者の同意を得ること。

イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

i 利用者の状態が安定していること。

ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。

iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。

ウ 少なくとも2月に1回(介護予防支援の場合は6月に1回)は利用者の居宅を訪問すること。

##### (7) 居宅サービス計画の作成、変更について

・利用者の状態が変化した等の場合は速やかに居宅サービス計画の変更を行うため、上記(2)から(5)の内容を再度実施します。

PDCAサイクル(Plan(計画)→Do(実施)→Check(評価)→Action(修正・改善))を繰り返し構築・推進し、提供するサービスの質の向上に努めて参ります。

##### (8) 主治の医師及び医療機関等との連携

主治の医師又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じて連絡を行います。そのために、入院、受診時等には、当該事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願い致します。

## (9) 居宅介護サービス事業所の選定

- ・居宅介護サービスを開始するにあたり、利用者は複数の介護サービス事業所を紹介するよう求めることができます。
- ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた介護サービス事業所等の選定理由について説明を求めることができます。
- ・ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、居宅介護支援の提供の開始時に以下について利用者に説明を行います
  1. 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合
  2. 前6か月間に作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合

## (10) 医療系サービスの利用について

訪問看護、通所リハビリテーション等の医療系サービスの利用を希望される際には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。居宅サービス計画書を作成した際には、同書を主治の医師等に交付致します。

## (11) 障害福祉サービスとの連携

障害福祉サービスを利用されていた利用者が介護保険サービスを利用する際、特定相談支援事業者の相談支援専門員と連携して、障害福祉制度との密接な連携に努めます。

## (12) 事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が安心して業務に従事できる環境を整備します。

- ・利用者や家族による職員への暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント等の迷惑行為を禁止する。
- ・職員がハラスメントを受けた場合は、速やかに報告・相談できる体制を整え、事業所として適切に対応する。
- ・ハラスメント防止のための研修・周知を定期的に実施する。

## (13) 高齢者虐待の防止

事業所は利用者の尊厳の保持・人格の尊重の達成に向けて、虐待の防止に関する次に掲げる措置を実施致します。

- ア 虐待防止対策を検討する委員会の設置、定期的な開催
- イ 虐待防止のための指針作成
- ウ 虐待防止に向けた定期的な研修
- エ 担当者の設置

## (14) 身体的拘束等の適正化

事業所は利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。

身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

### (15) 感染症対策の強化

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を実施致します。

- ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し介護支援専門員に周知徹底を図る。
- イ 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ウ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

### (16) 業務継続計画(BCP)の策定

当事業所は、感染症や災害発生時も利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また介護支援専門員に対して業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を行って参ります。

### (17) 運営規定等の閲覧

当事業所の運営規定、重要事項説明書の情報について、八代敬仁病院のホームページで閲覧することができます。 八代敬仁病院ホームページ『<https://yatsushirokeijin.com/>』

## 5. 利用料金

### (1) 利用料

サービス利用料については、下表のとおりです。 また各加算については要件が整う区分に対して算定します。介護保険サービスを利用される際には保険給付となるため、下記利用料(加算含む)をお支払い頂く必要はありません。ただし、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は一旦利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行致しますので、後日、八代市介護保険課に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

#### (ア) 居宅介護支援費

算定区分		介護支援専門員1人当たりの取扱件数	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費 (I)	(i)	45件未満	10,860円 (1,086単位)	14,110円 (1,411単位)
	(ii)	45件以上60件未満	5,440円 (544単位)	7,040円 (704単位)
	(iii)	60件以上	3,260円 (326単位)	4,220円 (422単位)
居宅介護支援費 (II) ケアプランデータ連携システムを活用し、事務員を配置している場合	(i)	50件未満	10,860円 (1,086単位)	14,110円 (1,411単位)
	(ii)	50件以上60件未満	5,270円 (527単位)	6,830円 (683単位)
	(iii)	60件以上	3,160円 (316単位)	4,100円 (410単位)

※介護予防支援の提供を受ける利用者数については、3分の1を乗じて件数に加える。

(イ) 加算

算定区分	加算料金	算定要件
初回加算	3,000 円 (300 単位)	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が 2 区分変更された場合
入院時情報連携加算 I	2,500 円 (250 単位)	利用者が入院した日のうちに、病院又は診療所の職員 に対して利用者に係る必要な情報を提供しているこ と。
入院時情報連携加算 II	2,000 円 (200 単位)	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、病院又は診 療所の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供 していること。
退院・退所加算	カンファレンス 参加無 連携 1 回	4,500 円 (450 単位)
	カンファレンス 参加有 連携 2 回	6,000 円 (600 単位)
	カンファレンス 参加無 連携 1 回	6,000 円 (600 単位)
	カンファレンス 参加有 連携 2 回	7,500 円 (750 単位)
	カンファレンス 参加有 連携 3 回	9,000 円 (900 単位)
	通院時情報連携加算	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居 宅サー ビスを利用する場合において、退院・退所にあたって 医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要 な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービ ス等の利用に関する調整を行った場合
500 円 (50 単位)	利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、 医師 等と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合	
緊急時等居宅カンファレンス加算	2000 円 (200 単位)	病院又は診療所の求めにより、職員とともに利用者宅 を訪問し、カンファレンスを行い居宅サービスの調整 を行った場合
特定事業所加算 I	5,190 円 (519 単位)	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を 積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス提 供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業 者が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合 (1 ケ 月につき)
特定事業所加算 II	4,210 円 (421 単位)	
特定事業所加算 III	3,230 円 (323 単位)	
特定事業所加算 A	1,140 円 (114 単位)	
特定事業所医療介護連携加算	1,250 円 (125 単位)	前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間において ターミナルケアマネジメント加算を 15 回以上算定し ていること。
ターミナルケアマネジメン ト加算	4,000 円 (400 単位)	※下記 記載参照

※ターミナルケアマネジメント加算は終末期を自宅で過ごす利用者又はその家族から下記の内容に同意を得たうえで算定します。

- ①ターミナル期に担当ケアマネジャーが通常よりも頻回に訪問すること
- ②担当ケアマネジャーが状態変化やサービス変更の必要性を把握すること
- ③把握した心身の状況等の情報を記録すること
- ④把握した心身の状況等を主治の医師等やケアプランに位置付けた居宅サービス事業所へ提供すること
- ⑤必要に応じて主治医等に病状等に関する指示を受けること

#### (ウ) 減算

算定区分	単位数	算定要件
特定事業所集中減算	2,000 円 (200 単位)	正当な利用なく特定の事業所に 80%以上集中した場合（指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与）
運営基準減算	基本単位数の 50%を減算	運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供できていない場合
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	所定単位数の 5%を減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上に居宅介護支援を行う場合
高齢者虐待防止措置未実施減算	基本単位数の 1%を減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合
業務継続計画未策定減算	基本単位数の 1%を減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合

#### (2) 交通費

通常の実施地域、それ以外の地域にお住まいの方も無料です。

- ・ 通常の営業実施地域外にお住まいの方からの要請により、指定居宅介護支援を行う場合に要した交通費も、同様に無料とします。

#### (3) 解約料

解約についての料金は一切いただきません。

## 6. サービス内容に関する苦情

サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の専用窓口でお受けします。

内容、対応の経過及び結果を記録し、完結の日から5年間保管します。

相談窓口	担当	住 所	電 話
けいじん 居宅介護支援事業所	管理者 草野直人	熊本県八代市海士江町 2817 番地	0965-34-1076

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

八代市役所	介護保険課	熊本県八代市松江城町 1-25	0965-32-1175
熊本県国民健康保険 団体連合会	介護保険課	熊本県熊本市東区健軍 2 丁目 4 番 10 号	096-365-0329

## 7. 個人情報の取扱いについて

利用者及び家族の情報については次の記載するところにより必要最低限の範囲内で使用することとし、利用者家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書で同意を得ておきます。

### (1) 使用目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づき指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合に使用します。

### (2) 使用にあたっての条件

①個人情報の提供は(1)に記載する目的の範囲内で最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払うこととします。

②事業者は個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておきます。

### (3) 個人情報の内容

①氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービス等を行うために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報

②認定調査票(各調査項目及び特記事項)、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見

③その他の情報

### (4) 使用する期間

契約締結日から契約終了日までとします。

従業者は退職後も個人情報が漏れないように努めます。

## 8. 事故発生時の対応等

当事業所が利用者に対して行う居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに必要な対応を行い、利用者の家族、保険者に連絡を行います。

また、当事業所が利用者に対して提供しました居宅介護支援により、損害賠償をすべき事故が発生した場合には対応致します。

## 附則

この重要事項説明書は、令和5年 9月1日より施行する。

この重要事項説明書は、令和6年 4月1日より施行する。

この重要事項説明書は、令和7年 3月10日より施行する。

この重要事項説明書は、令和7年 10月17日より施行する。

この重要事項説明書は、令和7年 11月20日より施行する。

事業者は、利用者への居宅介護支援の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者住所 〒866-0893 熊本県八代市海士江町 2817 番地  
事業所名 けいじん居宅介護支援事業所  
電話番号 0965-34-1076  
管理者 草野 直人

担当者 \_\_\_\_\_

私は、サービス提供開始に際し、事業者より上記の重要事項について説明を受け、確認、同意しました。

令和 年 月 日

〒 —

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

〒 —

家族代表者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (続柄) \_\_\_\_\_

事業者及び利用者（家族代表者）が署名をし、それをもって上記の重要事項の確認を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者1通ずつ保有するものとします。